

予定価格の事後公表の試行概要

指導検査課

予定価格の事後公表の試行概要

● 事後公表

- 対象工事 : 2,500万円以上の一部
- 公表時期 : 当初入札締切日の翌日

● 再度入札

- 回数 : 1回
- 再度入札者 : 当初入札において不着、辞退、失格、無効の者は、再度入札に、参加できない。(再度入札通知もしない。)
- 入札の辞退 : 再度入札において、予定価格未満で入札できない者は、再度入札を辞退できる。
- 入札期間 : 再度入札通知の翌日 (午後2時まで)
- 開札時期 : 再度入札通知の翌日 (午後2時以降)
- 内訳書 : 提出を要しない。

● 予定価格通知後の質疑制度を導入

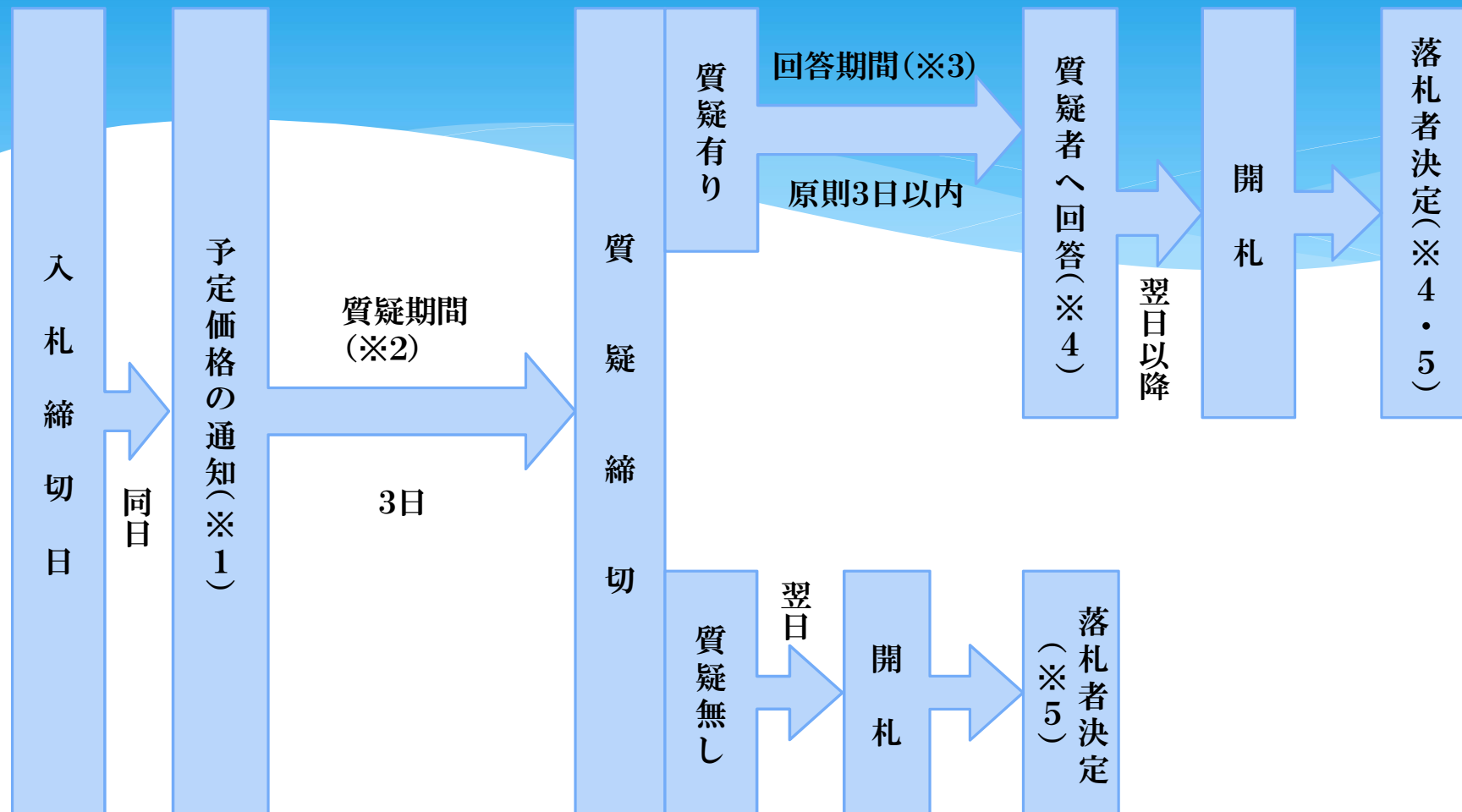
再度入札期間について



- 当初入札期間 : 2日間
- 当初開札 : 質疑締切日又は回答期間終了日の翌日
- 再度入札通知 : 当初開札後 (同日中)
- 再度入札期間 : 再度入札通知の翌日
(午前9時から午後2時まで)
- 再度開札 : 再度入札期間終了後 (同日中)

※質疑がなかった場合は、質疑受付締切日の翌日に開札を行い、回答期間は設けない。

予定価格公表後の質疑制度



(※1)入札締切通知書により入札者あてに、予定価格を通知

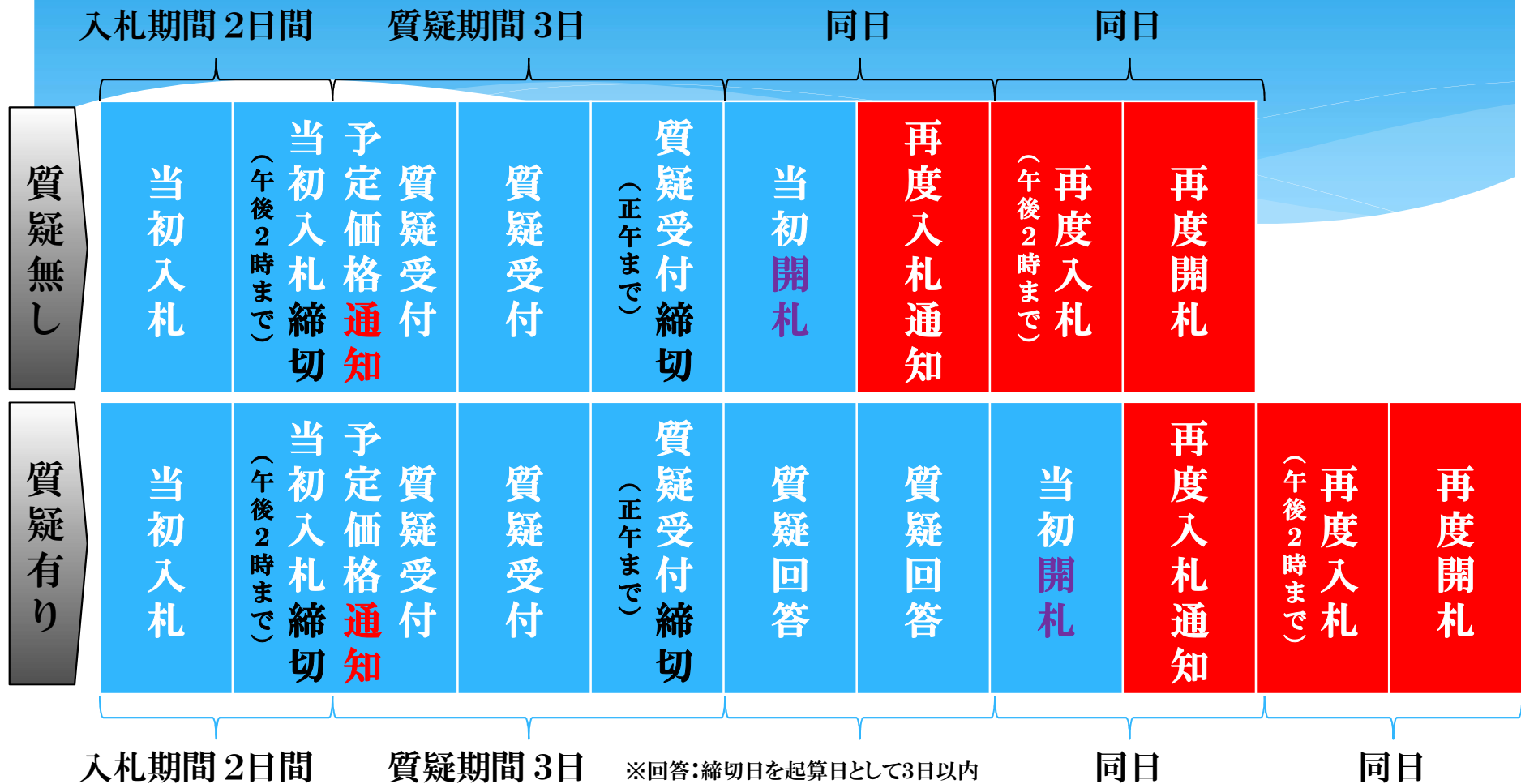
(※2)予定価格を通知した日から起算して3日後(休日等を除く。)の正午まで

(※3)質疑を締め切った日から起算して原則3日以内(休日等を除く。)

(※4)当該入札契約事務を続行することが適当でないとき、当該入札を取りやめることがある。

(※5)開札の結果落札候補者がいない場合は、再度入札を行う。

質疑の有無による開札日の変動について



- ・ 予定価格の公表は、当初入札締切日の翌日に入札情報公開システムで行う。
- ・ 質疑が無かった場合は、質疑受付締切日の翌日に開札を行い、回答期間は設けない。
- ・ 質疑があった場合は、回答期間を設け、開札日を延期する。